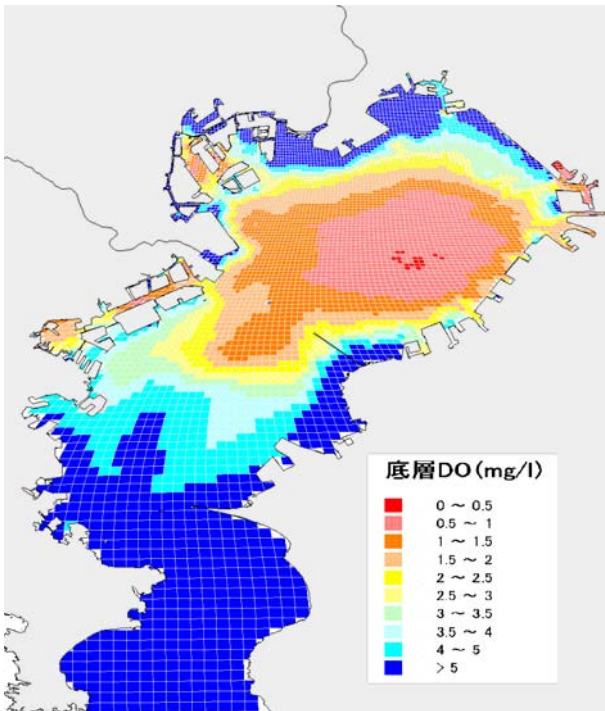
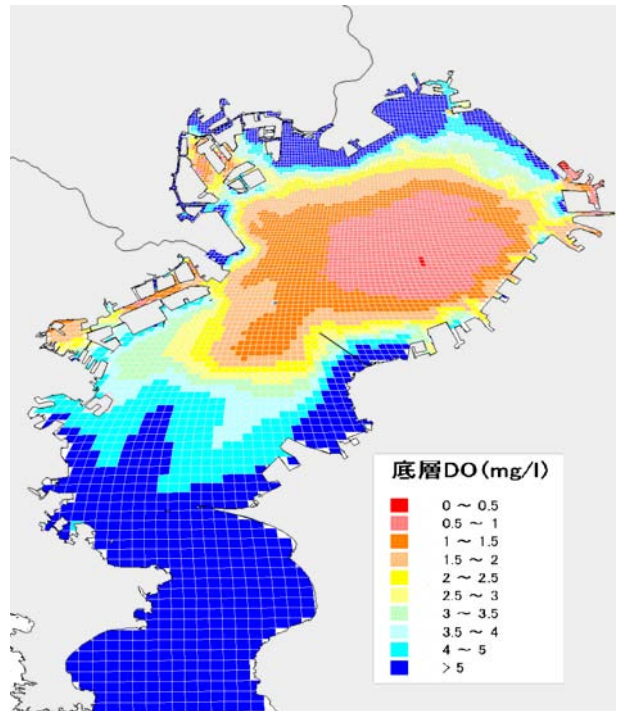


(1) 平成 11 年度現況再現



(2) 汚濁負荷量 30%削減



(3) 汚濁負荷量 30%削減 + 干潟再生

備考)「汚濁負荷量 30%削減」とは、COD、窒素及び燐に係る汚濁負荷量のそれぞれを 30%削減する場合を意味している。

図 3 5 シミュレーション結果 (底層DO、8月平均値)

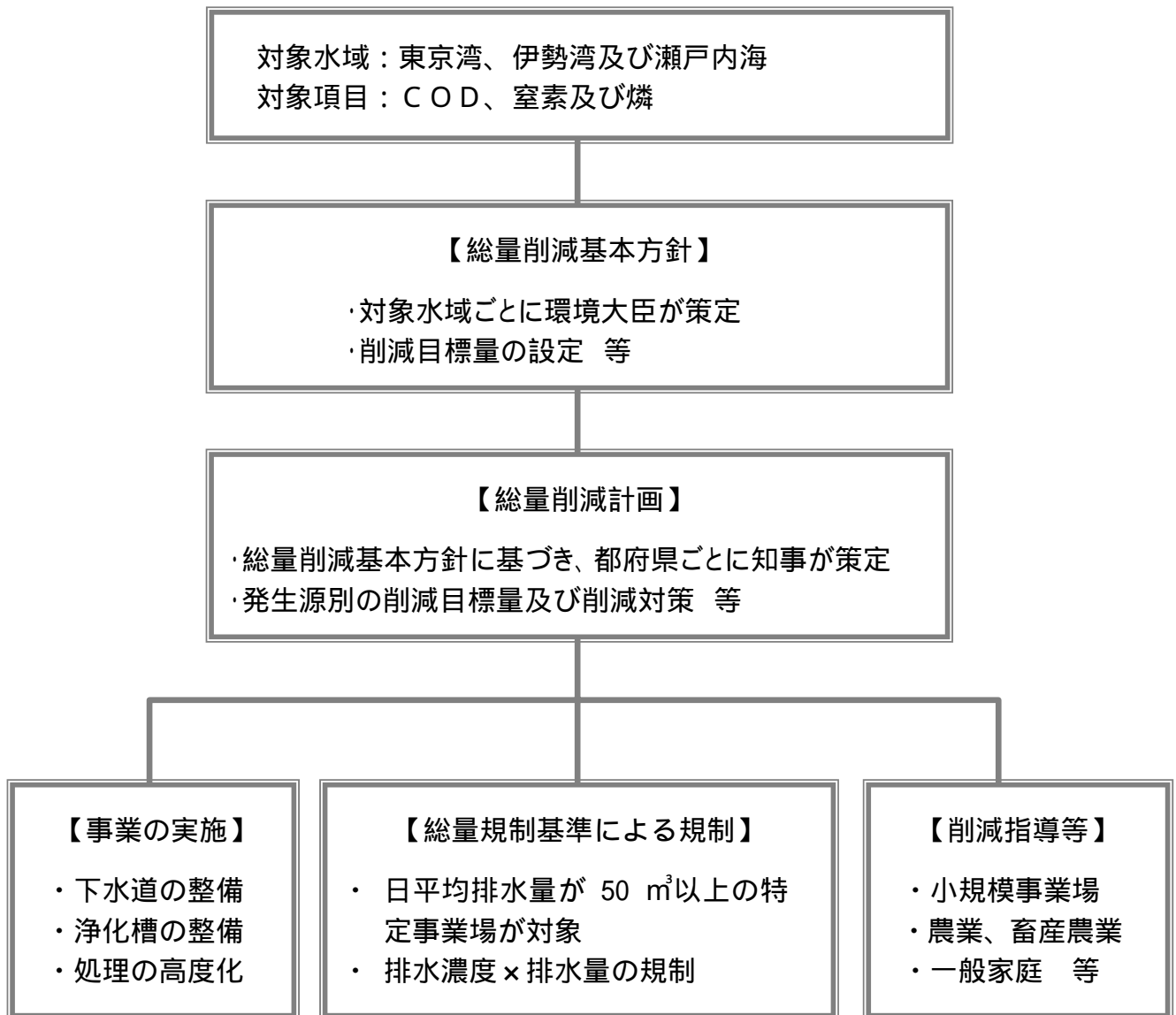


図 3 6 水質総量規制制度の概要

表 7 水質総量規制の経緯

	基本方針策定	目標年度	基準適用日	対象項目
第 1 次	昭和 54 年 6 月	昭和 59 年度	昭和 55 年 7 月 1 日	COD
第 2 次	昭和 62 年 1 月	平成元年度	昭和 62 年 7 月 1 日	COD
第 3 次	平成 3 年 1 月	平成 6 年度	平成 3 年 7 月 1 日	COD
第 4 次	平成 8 年 4 月	平成 11 年度	平成 8 年 9 月 1 日	COD
第 5 次	平成 13 年 12 月	平成 16 年度	平成 14 年 10 月 1 日	COD、窒素、燐

既設事業場には基準適用猶予期間が設けられる。